

# 令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和××年●月●日生								
住所	■■県○○市△△町□□									
交付	平成●●年△月□日 12345									
免許の条件等	2024年(令和6年)1月1日まで有効									
優良	運転免許証									
番号	第 123456789000 号									
小原	平成05年07月01日	種類	大型	中型	準中型	普通	大特	本直	普通	特別
他	平成07年08月10日	種類	小特	原付	大二	中二	大特二	本直二	普通二	特別二
二種	平成14年09月20日	種類								
		〇〇〇〇〇		公安委員会						

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。  
(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

## 対象となる方

現在、災害救助法の適用を受けている、4県、35市、11町、1村に住所のある方が対象となります。

※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和6年1月11日時点のものです。最新の適用区域については、内閣府ホームページ([https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html))を参照してください。

※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。